

原子力発電所等に関する特別委員会会議日程
令和 2 年 2 月 2 6 日 (水) 午前 1 0 時
富 岡 町 役 場 全 員 協 議 会 室

開 議 午前 9 時 5 8 分

出席委員 (13名)

委員長	宇佐神 幸一君	副委員長	堀 本 典 明 君
1番	渡辺 正道君	2番	高野 匠美君
3番	渡辺 高一君	4番	早川 恒久君
5番	遠藤 一善君	6番	安藤 正純君
7番	渡辺 英博君	8番	高野 泰君
9番	黒澤 英男君	10番	高橋 実君
11番	渡辺 三男君		

欠席委員 (なし)

説明のための出席者

町 長	宮 本 皓 一 君
副 町 長	高 橋 保 明 君
副 町 長	滝 沢 一 美 君
教 育 長	石 井 賢 一 君
会 計 管 理 者	三 瓶 直 人 君
総 務 課 長	林 紀 夫 君
企 画 課 長	原 田 徳 仁 君
税 務 課 長	小 林 元 一 君
住 民 課 長	植 杉 昭 弘 君
福 祉 課 長	杉 本 良 君
健康づくり課長	遠 藤 博 生 君
生活環境課長	黒 澤 真 也 君
産業振興課長	猪 獣 力 君
都市整備課長	竹 原 信 也 君
教育総務課長	飯 塚 裕 之 君

参生涯学習課長	三	瓶	清	一	君
郡山支所長	斎	藤	一	宏	君
参いわき支所長	三	瓶	雅	弘	君
主幹幹事課長	廣	田	浩	二	君
主幹幹事課長	猪	狩	直	恵	君
生課原活環境課長	渡	辺	浩	基	君
生課原活環境課長	石	黒	洋	一郎	君

職務のための出席者

議長	塚	野	芳	美
議事務局長	志	賀	智	秀
議事務局長	猪	狩	英	伸
議事務局長	杉	本	亜	季

説明のため出席した者

常務執行役 福島復興本社代表 兼福島本部長 兼原子力・立地 本部副本部長	大	倉		誠	君
福島第一廃炉推進 カンパニー廃炉 コミュニケーションセンター所長	阿	部	俊	一	君
福島第一廃炉推進 カンパニー廃炉 コミュニケーションセンターリスク コミュニケーションセンター	斎	藤	幹	夫	君
原子力・立地本部 副本部長兼 廃止措置準備室長	吉	田	貴	彦	君

廃止措置準備室 部長	中 熊 哲 弘 君
福島第二原子力 発電所副所長	吉 田 薫 君
福島復興本社 福島本部復興 推進室室長	岡 村 育 君
福島復興本社 福島本部 いわき補償相談 センター所長	伊 藤 義 寿 君
福島復興本社 福島本部 いわき補償相談 センター部長	成 田 正 君
立地地域部部長 兼福島本部兼 廃止措置準備室	石 田 守 也 君
福島第二原子力 発電所広報部長	新 保 仁 君
福島復興本社 福島本部 いわき補償相談 センター副所長	黒 川 卓 昭 君

付議事件

1. 原子力発電所通報連絡処理（令和元年11月・12月・令和2年1月分）について
2. (1) 東京電力（株）福島第一原子力発電所1～4号機の廃止措置等に向けた中長期ロードマップの進捗状況について
 (2) 福島第二原子力発電所廃止措置計画の全体像について
 (3) その他
3. その他

開 会 (午前 9時58分)

○開会の宣告

○委員長 (宇佐神幸一君) では、これより原子力発電所等に関する特別委員会を開会いたします。ただいまの出席者は全員であります。欠席者なしであります。説明のための出席者は、町執行部より町長、副町長、教育長、生活環境課課長ほか、各課の課長であります。また、本日は説明のため福島復興本社より大倉代表をはじめ、各担当者においていただいております。職務のための出席者は、議長、議会事務局長、庶務係長、庶務係主査であります。

お諮りいたします。本日の委員会を公開にしたいと存じますが、ご異議ござりますか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長 (宇佐神幸一君) 異議なしと認め、そのように決します。

暫時休議します。

休 議 (午前 9時59分)

再 開 (午前10時00分)

○委員長 (宇佐神幸一君) 再開いたします。

それでは、本特別委員会に町長が出席しておりますので、町長よりご挨拶を頂きます。

町長。

○町長 (宮本皓一君) 皆さん、おはようございます。本日の原子力発電所等に関する特別委員会の開催に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

まず初めに、中長期ロードマップの改訂についてご報告いたします。これらの改訂は、12月27日に開催された廃炉・汚染水対策関係閣僚等会議において決定されました。内容については、周辺地域で住民帰還等、復興が徐々に進む中、新たに復興と廃炉の両立を大原則とし、地域との共生を進め、当面の工程を精査し、廃炉作業全体の適正化に取り組まれます。ポイントとして、2号機から燃料デブリ取り出しを開始することや、2031年内までに1号機から6号機全てで使用済み燃料プールからの燃料取り出し完了を目指すことなどが盛り込まれました。

続きまして、福島第一原子力発電所の廃炉に関する取組状況を報告いたします。1号機では、燃料取り出しに向けて原子炉建屋の瓦礫撤去が進められております。使用済み燃料プール上の崩落屋根瓦礫撤去作業を進めるに当たり、崩落屋根下部にある既設の天井クレーンや燃料取扱機が瓦礫撤去中に落下することを防止するため、支保材が設置されます。また、瓦礫が万が一落下した場合に備え、燃料及びプールゲートに与える影響を緩和するため、使用済み燃料プールへの養生及びプールゲートカバーの設置が実施されます。作業に際しましては、事前にトレーニングを行い、万全の体制を整えた上で、これらの対策を今年3月より順次実施する計画とのことであります。

2号機では、昨年2月に実施したデブリへの接触調査による正常把握や、PCVへのアクセス状況

を考慮した結果、燃料デブリ取り出し初号機を2号機とすることが決定されました。取り出し方法としては、ロボットアームを活用し、試験的な取り出し作業に着手し、その後取り出し方法の検証や確認を行った上で、同じ機構の装置を用い、段階的に規模を拡大する計画とのことです。

3号機では、12月23日より燃料取り出し作業が開始されました。再開後は、計画どおり作業が進められ、2月19日時点で84体の燃料の取り出しが完了しました。引き続き安全を最優先に作業を進めるところでございます。

このように、廃炉に向け作業は進んでおりますが、作業員に対して実施した第10回労働環境の改善に向けたアンケートの結果において、約69%の方より「ぜひ働きたい」もしくは「働きたい」の回答がありました。一方で、前回のアンケートでは、約81%の方より「ぜひ働きたい」もしくは「働きたい」と回答されており、前回から約12%減少しております。この結果は、安全に廃炉作業を行う上で必要な作業員を将来において十分に確保できなくなる可能性を示すものであり、強い危機感を持っております。町といたしましては、作業員の労働環境の改善について強く申入れをしております。また、引き続き原子力施設の安全性、町民の安全、安心の確保につながる確実な廃炉作業が実施されるよう、関係機関と連携し、厳しく監視を行ってまいりたいと考えております。

本日の委員会では、令和元年11月から令和2年1月の通報連絡処理の説明を行い、また中長期ロードマップに基づく福島第一原子力発電所の廃炉作業の進捗状況及び福島第二原子力発電所の廃止措置計画について東京電力より説明がありますので、委員の皆様には慎重なご審議を賜りますようお願いを申し上げ、私からの挨拶といたします。

○委員長（宇佐神幸一君） ありがとうございました。

それでは、早速付議事件に入ります。

付議事件1、原子力発電所通報連絡処理（令和元年11月・12月・令和2年1月分）についてを議題といたします。

生活環境課課長より説明を求めます。

生活環境課長。

○生活環境課長（黒澤真也君） おはようございます。それでは、福島第一及び第二発電所の令和元年11月、12月、令和2年1月分の通報実績及び通報概要につきまして、担当の石黒主査より説明いたしますので、よろしくお願ひいたします。

○委員長（宇佐神幸一君） 生活環境課主査。

説明は着席のままで結構です。

○生活環境課原子力事故対策係主査（石黒洋一郎君） 改めまして、おはようございます。それでは、福島第一原子力発電所通報実績、令和元年11月から令和2年1月分についてご説明させていただきます。

お配りしております資料の1ページをお開きください。福島第一原子力発電所からの期間中の通報

件数は、下表のとおり514件となっており、そのうち原子力災害対策特別措置法第25条による通報が317件となっております。

それでは、通報内容の主なものについてご説明させていただきます。初めに、ナンバー3について説明いたします。資料の4ページをお開きください。11月26日、1、2号機排気筒ドレンサンプピット（以下、当該ピットという）に対する直近の降雨による水位変動の傾向をつかむため、水位データの推移を詳しく確認したところ、水の移送をしていないときにも当該ピット水位が一定の水位、約325ミリメートルまで低下する傾向を確認しております。11月27日、過去に遡って水位データを確認したところ、10月12日の台風19号以降に水位低下傾向が見られることを確認しております。当該ピットの水位低下については、ピット外への漏えいが否定できないことから、核燃料物質等が管理区域内での漏えいに該当すると考え、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第62条の3に基づき制定された東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則第18条第12号「発電用原子炉施設の故障その他の不測の事態が生じたことにより、核燃料物質等（気体状のものを除く。）が管理区域内で漏えいしたとき」に該当すると判断しております。原因としましては、線量が高く調査が困難な状況で、原因不明です。対策としましては、原因の詳細調査結果を踏まえ、対応予定です。

続きまして、ナンバー8について説明いたします。資料の7ページをお開きください。1月30日、1月28日から1月29日の降雨の影響を確認するため、建屋各エリアの水位トレンドを確認したところ、1月29日に水位計露出エリアである2号機タービン建屋北東エリア水位計（2-T4）の指示値が上昇していることが確認されております。同時に、当該建屋の比較対象サブドレン水位を確認したところ、水位差小となっている可能性があることから、現場にて当該エリアの水位を実測したところ、実測結果はT.P. 608ミリメートル、最も低いサブドレン水位T.P. 443ミリメートルであり、水位差が確保できていないことから、実施計画第Ⅲ章第26条の運転上の制限を満足できていないため、LOC逸脱と判断しております。2月3日、15時46分頃、当該エリアの建屋滞留水の移送が完了したことから、実施計画第1編第26条、建屋に貯留する滞留水、表26-2で定める運転上の制限、2号機タービン建屋の滞留水水位が近傍のサブドレン水位を超えないことについて、16時47分、当直長が運転上の制限からの復帰を判断し、サブドレンのくみ上げを再開しました。原因としましては、1月28日から29日の降雨の影響を考慮して、水位設定をT.P.マイナス150ミリメートルからT.P. 1,300ミリメートルに変更していましたが、水位上昇が緩やかであったため、サブドレン水位差小に至りました。対策としましては、水位設定変更が必要なエリアの管理方法の見直しを行い、当該エリアの水位設定を降雨以前の設定値に戻すとともに、水位を監視し、運用目標値以下となるよう、適宜排水を実施するものです。

前にお戻りいただき、資料の2ページをお開きください。次に、福島第二原子力発電所通報実績、令和元年11月から令和2年1月分についてご説明させていただきます。福島第二原子力発電所からの

期間中の通報件数は、下表のとおり14件となっております。

それでは、通報内容についてご説明させていただきます。ナンバー1について説明いたします。資料の8ページをお開きください。11月6日、東京電力社員が1、2号廃棄物処理建屋1階資材置場において保管している潤滑油の状況を確認したところ、双葉地方広域市町村圏組合火災予防条例第46条で定める数量、第4類第三石油類400リットル、第4類第四石油類1,200リットルを12リットル超過して保管していることが社内点検の結果、判明しました。対策としましては、超過した潤滑油は危険物倉庫に移動し、当該火災予防条例で定める数量としております。今後、類似箇所を調査し、同様事象が確認された場合、速やかに是正することです。また、原因を究明した上で対策を検討し、再発防止に努めることです。

以上が福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所からの令和元年11月から令和2年1月分の通報実績となります。

私からの説明は以上です。よろしくお願ひいたします。

○委員長（宇佐神幸一君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。委員より質疑を求めます。ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（宇佐神幸一君） ただいま委員より質疑なしという発言が出ましたので、これで付議事件1を終わります。

次に、付議事件2、東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所中長期ロードマップの進捗状況についてを進めさせていただきます。

〔「入替えある」と言う人あり〕

○委員長（宇佐神幸一君） ああ、そうか。すみません。入替えございます。申し訳ございません。では、暫時休議します。

休 議 (午前10時15分)

再 開 (午前10時16分)

○委員長（宇佐神幸一君） では、再開いたします。

付議事件2に入る前に、まず説明のための出席者は、もちろんお手元に配付している名簿のとおりであります。

では、ここで福島復興本社、大倉代表にご挨拶を頂き、その後各担当者に自己紹介をお願いいたします。よろしくお願ひいたします。

大倉代表。

○常務執行役福島復興本社代表兼福島本部長兼原子力・立地本部副部長（大倉 誠君） 皆さん、おはようございます。私どもの起こした事故から、もうすぐ丸9年になるところであります。いつも

おわび申し上げていますけれども、この長きにわたって、いまだに富岡町の皆様に大変なご迷惑、ご苦労をおかけし続けております。改めておわび申し上げます。

先ほど町長のお話、私も横で聞かせていただきました。その中にもありましたけれども、ロードマップの改訂がございました。福島第一原子力発電所でございます。その中で、廃炉と復興の両立ということを明記すると決まってございます。そこに先んじて、福島第二原子力発電所の廃炉を皆様にご報告、お願いをしたときにも、この廃炉を地元の皆様と一緒に進めてまいりたいというお願いを申し上げたところでありますけれども、福島第一原子力発電所についても同じ考え方で、原子力発電所の廃炉について、特に事故を起こした福島第一については、安全、安定を第一に、復興の妨げにならないように、それから福島第二については、福島第一のように燃料が破損したような、その事故に至ったものではありませんけれども、そういう意味では違う廃炉になりますけれども、これも地元の皆様と手を携えてやらせていただきたいと、そのように考えております。

月が明けて3月になりますと、10日の日に富岡駅、4日、5日には大熊、双葉の駅も解除になってまいります。また、双葉では海沿いの地域にも解除が広がってまいります。オリンピックの聖火ランナーも近づいております。皆様の復興の歩みを決して邪魔をしないように、福島第一は安全、安定に努めてまいりますし、私どももそうして復興にますます前に進んでいく皆様にお手伝いができるようになっかりと頑張ってまいりたいと思います。本日は、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○委員長（宇佐神幸一君） では、自己紹介、続けてお願いいたします。

○福島第一廃炉推進カンパニー廃炉コミュニケーションセンター所長（阿部俊一君） 廃炉推進カンパニーの阿部でございます。どうぞよろしくお願いします。

○福島第一廃炉推進カンパニー廃炉コミュニケーションセンターリスクコミュニケーションセンター（斎藤幹夫君） リスクコミュニケーションセンターの斎藤と申します。よろしくお願いいたします。

○原子力・立地本部副本部長兼廃止措置準備室長（吉田貴彦君） 原子力・立地本部廃止措置準備室長の吉田でございます。よろしくお願いいたします。

○廃止措置準備室部長（中熊哲弘君） 同じく廃止措置準備室の中熊でございます。よろしくお願いいたします。

○福島第二原子力発電所副所長（吉田 薫君） 福島第二原子力発電所の吉田でございます。よろしくお願いいたします。

○福島復興本社福島本部復興推進室室長（岡村 育君） 復興推進室の岡村でございます。よろしくお願いいたします。

○福島復興本社福島本部いわき補償相談センター所長（伊藤義寿君） おはようございます。いわき補償相談センターの伊藤です。よろしくお願いします。

○福島復興本社福島本部いわき補償相談センター部長（成田 正君） おはようございます。同じくいわき補償相談センターの成田と申します。よろしくお願いいたします。

○立地地域部部長兼福島本部兼廃止措置準備室（石田守也君） 立地地域部の石田と申します。よろしくお願ひいたします。

○福島第二原子力発電所広報部長（新保 仁君） 福島第二原子力発電所広報部の新保でございます。よろしくお願ひいたします。

○福島復興本社福島本部いわき補償相談センター副所長（黒川卓昭君） いわき補償相談センター、黒川でございます。よろしくお願ひいたします。

○委員長（宇佐神幸一君） それでは、付議事件2の（1）、東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所1号機から4号機の廃止措置等に向けた中長期ロードマップの進捗状況についてを議題といたします。

担当者に説明を求めます。説明は着席のままで結構です。

廃炉カンパニーの斎藤さん。

○福島第一廃炉推進カンパニー廃炉コミュニケーションセンターリスクコミュニケーションセンター（斎藤幹夫君） それでは、ご説明をさせていただきます。

廃炉・汚染水対策、こちらにつきましては、概要につきましては、先月1月30日に公表となりました福島第一原子力発電所の廃止措置等に向けた中長期ロードマップ進捗状況、こちら概要版につきまして、新しい情報を補足してご説明をさせていただきます。お手元の資料、8枚物のうちの裏面、8分2ページを御覧いただきたいと思います。今回、こちらの7項目につきましてご説明をさせていただきます。

まず、1つ目といたしましては、左上の「1号機ガレキ落下防止・緩和対策の実施へ」についてご説明をさせていただきます。まず、こちらの資料の説明に入る前に、中央の図の一番左側、こちら1号機になりますけれども、こちらを御覧いただきたいと思います。こちらの図の一番上、最上階につきましては、通常オペレーティングフロアと呼ばれてございます。こちらにつきましては、水素爆発によりまして天井ですとか、あと大型機器等が壊れて、瓦礫として積み上がった状態にございます。図の右側でございますけれども、使用済み燃料プール、こちらがございます。ちょうどこの上に落下、損傷したクレーンが燃料取扱機と呼ばれる装置の上に重なって、プールの上面の近くにとどまっているという状態にございます。さらに、このクレーンや燃料の取扱機の上には屋根材等の瓦礫が乗った状態にございます。今回、この1号機の燃料取り出しに向けまして原子炉建屋の瓦礫撤去を進めてございます。使用済み燃料プールの崩落屋根の瓦礫撤去作業を進める当たりまして、崩落屋根下部にございます既設の天井クレーンや燃料取扱機が瓦礫撤去中に落下することを防止するために支保材というものを設置いたします。ここで、支保材というのは、クレーンの上に乗っている屋根鉄骨とか瓦礫等を撤去した際にクレーンのバランスが変化してもクレーンですとか燃料取扱機が動かないようにするため、プールと燃料取扱機の間に鉄製のはりというものを下に通しまして鋼材で支えるということを行うということになります。それを支保材と呼ばせていただいております。また、瓦礫が万が一

落下した場合に燃料等に与えます影響を緩和するために、使用済み燃料プールへの養生等を行います。使用済み燃料プールの大きさにつきましては、長いほうが約12メートル程度、短いほうが約7メートル程度ございます。この上に養生バッグというものを置きます。これ浮いた状態に設置いたします。養生バッグにつきましては、初め巻物状の状態で、プールの端に挿入いたします。空気を注入することでその巻物状のものを広げます。プールの上面に広げた状態で流動性のあるエアモルタルと呼ばれるものを注入します。このエアモルタルと申しますのは、固まりますと、いわゆる軽石状のものになります。固まります。このエアモルタルと、あとこのマット、これ全体として浮力を持ってプールの上面を養生するという形になります。この瓦礫等の落下物として、現状最大としては鉄骨で約400キログラムのものが、想定ですけれども、高さで約9メートル程度の高さから落下するということを想定しております。この養生シートにつきましては、それに耐えられる仕様になってございます。これらの対策につきましては、今年の3月から順次実施する計画としてございます。

続きまして、右隣でございます。「3号機燃料取り出しを再開」でございます。こちらご説明の前に、中央の左から3つ目の3号機を御覧いただきたいと思います。この右側に使用済み燃料プールがあります。それで、その上にドーム型の屋根がございますが、この中で使用済み燃料等の取り出し作業を進めているという状況でございます。3号機の燃料の取り出しにつきましては、昨年の4月15日から開始しております。また、昨年の7月下旬から9月上旬にかけまして、クレーンの年次点検のために作業は停止してございました。その後、9月から12月にかけましては、瓦礫撤去作業を先行して実施するとともに、点検中に確認されました不具合等の是正を行ってまいりました。その是正が完了した後、12月23日より燃料取り出し作業を再開いたしました。再開後は、計画どおりに作業は進めてございます。ここでお示ししている1月30日時点では56体の燃料取り出しが完了いたしました。現在、2月24日の時点でございますが、こちらで12回目、84体の燃料の取り出しが完了しておりますという状況でございます。また、現在13回目の燃料取り出しを実施中ということになります。引き続き安全最優先に進めてまいりたいと考えております。

続いて、右上の「3号機燃料デブリ冷却状況確認試験の実施へ」についてご説明いたします。原子炉内にございます燃料デブリの崩壊熱は、時間の経過とともに減少しております。これまで1、2号機におきましては、緊急時対策手順の適正化などを図るために原子炉への注水を一時的に停止する試験を実施し、おおむね試験前の予測どおりの温度変化であることを確認いたしました。ご参考までに、1号機は2019年の10月、2号機につきましては2019年の5月に実施しております。3号機におきましても2月3日から原子炉への注水を一時的に停止する試験を予定どおり実施いたしました。現在、結果について評価中という状況でございます。ご参考までございますが、原子炉への注水停止期間、こちら2月3日から5日、この48時間の温度上昇でございますけれども、原子炉圧力容器、こちらで約0.6度の上昇、原子炉格納容器で約0.7度の上昇ということでございます。試験中におきましては、監視データ等に異常は確認されませんでした。

続きまして、右側の中央にございます「中長期ロードマップを改訂」につきましてご説明をさせていただきます。こちら、12月27日に廃炉・汚染水対策関係閣僚等会議、こちらを開催し、中長期ロードマップを改訂しました。今回の改訂は5回目となります。前回は、2017年の9月に改訂されております。今回の改訂では、周辺地域で住民帰還と復興が進む中、新たに復興と廃炉の両立を大原則とし、地域との共生を進め、当面の工程を精査し、廃炉作業全体の最適化に取り組みます。ポイントとして、2号機から燃料デブリ取り出しを開始することや、2031年末までに1から6号機全てで使用済み燃料プールからの取り出しの完了を目指すことなどを盛り込みました。2号機から燃料デブリ取り出しを開始することにつきましては、2021年内に機中横から試験的に取り出しを着手しまして、その後段階的に規模を拡大していくというものでございます。また、使用済み燃料プールからの燃料取り出し、こちらにつきましては、これまでの1から4号機に加えまして、新たに5、6号機を加えまして、2031年内に燃料取り出し完了、こちらの目標が設定されております。

続きまして、右下の「1／2号機排気筒10ブロック目を解体」についてご説明をいたします。12月20日より6ブロック目の解体を開始し、その後も順調に作業を進めることで1月23日に10ブロック目の解体を完了いたしております。その後、2月1日に11ブロック目の解体が完了いたしました。この時点で筒身は約27メートル程度の解体が終了したことになります。2月にはクレーンの法定点検による約3週間の中断期間を挟んだ後、作業を再開し、現在12ブロック目の解体を行っております。5月上旬の解体完了を目指して、引き続き安全を最優先に作業を進めてまいりたいと思っております。

現状の状況についてお知らせをさせていただきます。資料がなくて大変恐縮でございますが、1点、1、2号の排気筒の作業におきまして不具合の情報がございましたので、お伝えをしたいと思います。昨日でございます。2月25日の午後3時30分頃でございます。1、2号の排気筒につきましては、附属設備と言われるものがいろいろついてございます。今回、鉄塔の解体に当たりまして、排気筒の附属品でございます点検用の通路というものがございます。それで、この点検用の通路を切断するときに、6軸アームと呼ばれている切断装置が先端につきましたロボットのものがございます。そのロボットで附属品の切断を行っているときに手すりに接触をしてしまいました。その接触したことによって電源の供給が一部停止いたしました。これによりまして、電源の一部が停止したことで、いわゆる抑えるクランプと呼ばれていますが、クランプと呼ばれている、いわゆる固定装置、円筒内の筒身の内部で突っ張りの状態で押さえつける固定用の治具がございます。その固定用の治具がこの電源の供給が停止したことによって緩ませることができなくなったということになります。それで、その固定を解除するためには電源を一時的に復旧させる必要がございまして、その電源の復旧の手立てを今検討してございました。最終的には、その電源につきましては、いわゆるブレーカー、主電源のブレーカーが落ちている可能性があるということで現状推定されております。そのブレーカーを生かすために、搭乗設備を用いまして解体装置のブレーカーを再びオンにすると、入れるという作業が必要になります。そちらにつきまして、本日午後実施する予定でございます。実際に作業に当たりましては、

事前に現場の安全確認、あと線量等の確認をするために、弊社の社員を1名プラス作業員の方を合わせまして、事前に搭乗装置で当該の設備にアクセスをいたしまして、状況を確認した後に再度こちらの電源の復旧作業に入るという予定でございます。こちらにつきまして、資料が今現在ちょっとなくて大変恐縮でございますが、情報としてお伝えをさせていただきました。

続きまして、下段の中央にございます「作業員の声を基に労働環境の更なる改善へ」についてご説明をさせていただきます。福島第一の労働環境の改善に向けたアンケート、こちら10回目になります。こちらを今回実施いたしまして、約4,500人の作業員の方から回答をいただきました。その結果、多くの方々に福島第一で働くことにやりがいと使命感を感じていただいていることや、家族の皆様も含め放射線に対する不安が軽減されていることが分かりました。一方、今後も福島第一で働きたいという回答が減ったことや、福島第一構内外に不安全と感じる場所がある等の改善の余地があることも明らかになりました。「不安全と感じる場所がある」につきましては、道路の整備状況が悪いですか、グリーン、イエロー、レッドと申します、いわゆるゾーンの境界が不明確な場所があるというご意見がございました。こちらにつきましては、引き続き作業員の皆様から頂いたご意見を踏まえまして改善を行ってまいりたいと考えております。

続きまして、左下、「1号機アクセスルート構築作業を再開」についてご説明をさせていただきます。ご説明の前に、中央の図の一番左側の1号機を御覧いただきたいと思います。中央にございます容器が原子炉圧力容器でございます。その外側のだるま型の容器が原子炉格納容器になります。福島第一の事故によりまして中央の原子炉圧力容器から溶け落ちました燃料デブリが原子炉格納容器の下部に堆積している状況にございます。今回、原子炉格納容器の燃料デブリの状況等を確認するための内部調査を計画しておりますが、調査用機器等を原子炉格納容器内に移動するための設備をアクセスルートと呼んでおります。このアクセスルートを設置するためには、扉に穴開けが必要となります。そのときに、研磨材を含んだ水を高速で吹きつけて切削することになります。昨年6月に切削を開始したとき、格納容器内に仮設で設置いたしましたダストモニターの値が基準を上回ったことから、その後切削時間や加工手順等の検討を進めて、実際にせん孔作業を進めながら、穴開け作業を進めながらデータの採取を図ってまいりました。本文でございますが、1号機原子炉格納容器内の調査に向けてアクセスルートの構築作業を行っており、切削時間の適正化に資するデータの取得を施工箇所に応じて1日当たりの切削量を変えながら1月14日から24日まで行いました。その後、2月3日からデータを取得しながらの穴開け作業をまた再開いたしまして、2月12日に1つ目の穴開け作業は完了してございます。全て穴開けの予定は3つありますが、そのうちの1つの穴開け作業は完了したという状況になります。現在、取得データの分析、評価を進めており、ダスト飛散抑制対策を含めた作業時の管理方法を適正化することを検討してございます。今後は、現在施工中の穴の施工を完了した上で、原子炉格納容器内構造物の洗浄を今年3月中に実施をし、残り2つの穴開け作業は4月頃から実施するという予定でございます。

こちら、ロードマップの進捗につきまして、概要版のご説明は以上となります。

○委員長（宇佐神幸一君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。各委員より質疑を承ります。ございますか。

6番委員。

○6番（安藤正純君） 「作業員の声を基に労働環境の更なる改善へ」、下の真ん中のことで質問させてください。

規制委員会から作業員が少ないとか人員の確保とか言われていますけれども、できれば、約4,500の作業員の方から回答をもらったということであれば、福島県の廃炉監視委員会とか、例えば町の担当課とか、そういう方にこの内容を閲覧させてもらうことは、その作業員の日々の苦情だったり、改善してほしいだったり、結局私たちはこういうところで説明は受けるけれども、現場の人がどういう悩みを持っているかということは私たちは分からぬわけだから、そういう生の声を見せていただける、議会ではないですよ。担当課で結構ですから、そういうことが可能かどうかを質問させてください。

○委員長（宇佐神幸一君） 阿部所長。

○福島第一廃炉推進カンパニー廃炉コミュニケーションセンター所長（阿部俊一君） ご意見ありがとうございます。こういう議会での席ですか、ロードマップの各自治体のご説明の折にはご説明をさせていただいているのが実態でございますが、より広くこういう中身を御覧いただける、ご質問いただく方法については、ちょっとぜひ検討させていただきたいと思います。

○委員長（宇佐神幸一君） ほかにございますか。

11番委員。

○11番（渡辺三男君） 排気筒の解体状況で不具合が起きたということで、機械が手すりに接触して電源を失ったということなのですが、ちょっとその辺私理解できなかったのですが、機械が手すりに接触して何らかの電源が落ちたのだと思うのですが、何かショートしたということかなと思うのですが、その辺もうちょっと詳しく教えてください。

あと、先ほど大倉代表の挨拶の中で、いろんな部分で風評被害が起きないように最善を尽くすというような挨拶の中の答弁あったかと思うのですが、ここの状況にはないのですが、その他があるかどうかちょっと分からぬのですが、トリチウムの問題、今朝ほども新聞に出ていました。当然この場で聞いてもなかなか答えは答弁できないと思うのですが、世論は大きく海洋放出に傾いているのではないかなどというふうな雰囲気に見えるのです。今朝ほどの新聞なんかも見ますと、大倉代表は自社で起こした事故だから、もう自社で精いっぱい取り組むと言いながら、検討委員会に委ねるような答弁もありますよね。非常に私は混乱するのが、やっぱり最終的には検討委員会の考えを前面に出していくのかなと思うのです。中身については、海洋放出するとなれば準備は2年間必要だとかと、いろいろ我々ちょっと理解できないような、そういうものが新聞に出てくるわけです。そういうものが一つ一つ私は風評被害につながっていってしまうのではないかと懸念しているのです。その辺のお考え、

答弁できればひとつお願ひします。

○委員長（宇佐神幸一君） 阿部所長。

○福島第一廃炉推進カンパニー廃炉コミュニケーションセンター所長（阿部俊一君） ご質問ありがとうございます。すみません。まず、排気筒の件につきましてご心配をおかけしております、申し訳ございません。もう少し詳しくちょっと補足させていただきますと、排気筒の中に、イメージしていただくと、作業員が歩けるような少し、歩廊というのでしょうか、そういうスペースがあります。そこをこういう6軸アームというクモの手のようなので切っていると。この6軸アームというものが手すりにどうも接触をした。その際に全体の電源が落ちたということなので、恐らく漏電ブレーカー、先生のおっしゃるとおり、もしかするとショートしたのかもしれません。漏電ブレーカーが作動したと推定をしておりますので、ただそれが実は上の、搭乗して現物のところに行ってみないとちょっと分からないと、こういう状況もございますので、今準備を進めておりますが、まず我々社員が搭乗装置に乗って現場の安全確認、そして線量確認、これをさせていただいて、その後に作業員に上っていただきまして、その辺の電源復旧作業をすると。原因も確認すると、このような今状況になっております。はつきりした原因がちょっと今現時点では分からないのですけれども、恐らくブレーカーが作動したのだろうというようなことは分かっております。

トリチウムの関係でございますけれども、まず当社のまさに廃炉推進カンパニー、我々がしっかりと情報発信していかなければいけないということで、まずは今小委員会で提言が出されまして、今これから国の大いな方針というのを待っている段階でございますけれども、やはりその間でも我々ができる事はあるだろうと我々考えております。例えばトリチウムとはどういうものなのかと。あとは、タンクにどういうものがためられているかと。ただこれも我々もいろいろなホームページを使ったり、資料を使ってご説明をさせていただいておりますが、まだまだ十分だとは思っておりません。まだまだ丁寧で、やはり分かりやすい説明が本当に必要だと考えておりますので、この間でも我々はできることがあると思っておりますので、引き続きしっかりとその辺の情報発信はさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（宇佐神幸一君） 11番委員。

○11番（渡辺三男君） 排気筒の件は説明で分かってはいるのですが、そのロボットアームみたいな機械、もうリモコンで動いているのでしょうかけれども、それが手すりに触ることによってなぜ電源が落ちたのかということが一番私疑問なのです。本来であれば触っても落ちるはずないです。だから、それ以外のところに多分不具合があるのだと思うのです。それが直接何か電気が走ってしまっていて、触って漏電ブレーカーが動いたとか。ましてや、この事象については今日初めて報告があったのですよね。起きたときなぜ報告なかったのかと。今日そういう点検をして、上に上がって最終検査するから、表に出ないうちに報告しようという、ちょっと苦しい理解になってしまふのですが、その点と、

あとトリチウム、私もトリチウムとはどういう性質のものか分からないです。ただ、稼働している原発については、トリチウムは多少なりは出ているのでしょうか。だから、その辺をここまで9年間、長きにわたってやっぱり細かい説明しなかったというのは電力側にミスがあったのかなと思いますので、ぜひその辺は今後我々にもどういうものかしっかりと理解ができるような説明、國民にもしていただければと思います。

○委員長（宇佐神幸一君） 斎藤さん。

○福島第一廃炉推進カンパニー廃炉コミュニケーションセンターリスクコミュニケーションセンター（斎藤幹夫君） 東京電力、斎藤でございます。ただいま初めにございました1、2号の排気筒の件につきましては、電源の不具合といった点につきましては、昨日15時半に分かってございましたので、その後各関係市町村と、あと県、あと報道関係にも一応不具合があったということはお伝えはさせていただいているところでございます。

本日搭乗設備を使っての確認というところは、本日朝方、弊社の中でそういう必要があるという判断の下、安全を最優先に万全を期して実施をするということで、今朝決まったことでございますので、この場で紹介させていただいたというところでございます。社員で事前に現場の状況を確認をした上で実施するということも今日の朝決まったことでございますので、改めてお伝えさせていただきたいと思います。いずれにしましても、慎重に万全を期してやらせていただきたいと思います。

また、トリチウムの件につきましても、今お話をいただいたとおり、分かりやすいご説明に引き続き努めてまいりたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

以上であります。

○委員長（宇佐神幸一君） 阿部所長。

○福島第一廃炉推進カンパニー廃炉コミュニケーションセンター所長（阿部俊一君） すみません、補足をさせていただきます。

その辺のショートの原因のところでございますが、何分ちょっと遠隔操作というところもございまして、ただカメラでも当然撮っておりますし、現場にもこれから午後確認をしに行きますので、その辺は、その原因と、ほかに不具合があったのかと、そういうところも、すみません、改めてしっかりと確認をさせていただきますが、現時点でちょっとお答えを持ち合わせていないことに申し訳ございませんが、しっかりと確認をして対策を講じていきたいと思います。どうもありがとうございました。

○委員長（宇佐神幸一君） ほかにございますか。

議長。

○議長（塙野芳美君） 関連ですけれども、今の県に第一報を入れるというのは、それはそうだけれども、構いませんけれども、県と報道機関には連絡したけれども、私どもの町には連絡は今日決めたと。説明がどうだったか知りませんけれども、今そのように聞こえたのですけれども、だとすればちょっとおかしいかなと思います。

それと、今どちらなのですか。上がってみないと分からないといえばそれで終わりですけれども、漏電ブレーカーなのですか、それとも過電流ブレーカーなのですか。そんなのは上と下両方にあるはずなので、図面もあるし、分かっているはずなのですけれども。それもだから、では上の部分で、口ボットの近くでブレーカーが働いたのか、こっちの大本、この間長いですから、100メートル以上ありますよね。その辺はどうなのか。

○委員長（宇佐神幸一君） では、阿部所長。

○福島第一廃炉推進カンパニー廃炉コミュニケーションセンター所長（阿部俊一君） すみません。ちょっとご説明が曖昧で失礼いたしました。昨日は、町の職員の方にも一応電話連絡でちょっと電源が落ちていますということをお伝えをさせていただいているという状況にありまして、県、町の自治体様、あとは報道機関様ということで、まず電源が今落ちた状態だということを速やかにちょっとご報告させていただいたということが状況でございます。

それと、すみません、ブレーカーのところでございますが、ちょっと今の我々が聞いている情報ですと、要は機器本体のブレーカーであると聞いておりまして、下の方というところはちょっと確認が取れおりませんので、搭乗装置で行くと。現場、現地の機器本体、マシーンの確認すると聞いております。ちょっとすみません、詳しい情報を持ち合わせていないので、申し訳ございません。

○委員長（宇佐神幸一君） 議長。

○議長（塙野芳美君） すると、ではブレーカーは上の高いところにある本体なので、だから漏電なのか過電流なのか分かっていないということですね。何かさっき両方使っていたので。お答えください。

○委員長（宇佐神幸一君） 阿部所長。

○福島第一廃炉推進カンパニー廃炉コミュニケーションセンター所長（阿部俊一君） すみません、そういう意味では、どちらかは今現時点でははっきりしていないというところでございます。申し訳ございません。

○委員長（宇佐神幸一君） ほかにございますか。

2番委員。

○2番（高野匠美君） 1つちょっとお聞きしたいのですけれども、作業員の労働環境の改善とはおっしゃるのですけれども、私はそれよりも作業員の質、要するに9年も過ぎてしまって、結構作業員の方が、専門職の方が離れていているのは事実だと思います。それで、人ばかり集めるよりも、私はきちんとしたそういう、あの当時からちゃんと知っている方を踏まえ、やっぱり今働いている人たちにどういう状況でどういう作業をするかということを徹底的に、やっぱり作業員の質を高めるべきだと思いますが、その辺の指導というのは今後どのようにお考えでしょう。

○委員長（宇佐神幸一君） 斎藤さん。

○福島第一廃炉推進カンパニー廃炉コミュニケーションセンターリスクコミュニケーションセンター（斎藤幹夫

君) 東京電力、斎藤です。大変ありがとうございます。今回、アンケートを通じまして、これまで1F、福島第一で携わられた作業員の皆様からは、使命感を持って引き続き作業に取り組みたいといったご意見も頂いているところでございます。そういったお気持ちを十分に酌みながら、弊社としてもより働きやすい、あと安全を最優先にした作業環境といったところに取り組んでまいりたいと考えております。また、不安といった部分につきましても、現場においては引き続きさらなる改善に向けて努めてまいりたいと思います。

また、作業員の能力とかそういった部分については、入所時教育ですか、あるいは安全に関しましては安全推進協議会とか、そういったものを通じまして、これまで福島第一の中で起きた不具合ですか、あるいは災害とか、そういったものを共有しながら、そういったことが起きないように、そういう皆で情報共有するといった取組を続けております。こうした取組を続けるとともに、アンケート等の結果を踏まえて、引き続きさらなる環境改善に取り組んでまいりたいと思います。ありがとうございます。

○委員長（宇佐神幸一君） ほかにございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（宇佐神幸一君） 委員より質疑なしという発言が出ましたので、これで付議事件2の（1）を終わります。

次に、付議事件2の（2）、福島第二原子力発電所廃止措置計画の全体像についてを議題といたします。

担当者に説明を求めます。説明は着席のままで結構です。

吉田さん、どうぞ。

○原子力・立地本部副本部長兼廃止措置準備室長（吉田貴彦君） 廃止措置準備室長の吉田でございます。それでは、お手元の資料に基づきまして、福島第二原子力発電所の廃止措置計画の全体像についてご説明をさせていただきます。

資料につきましては、A4横の資料を御覧いただきたいと思います。また、本日のご説明では、前回、1月22日の全員協議会で頂きましたご意見、ご質問への回答につきましても併せてご説明をさせていただきたいと思います。

スライド1を御覧ください。廃止措置の全体工程となります。前回ご説明のとおり、福島第二の廃止措置の期間は44年を見込んでおりまして、全体工程を4段階に分けて実施してまいります。今回申請いたします廃止措置計画は、図の赤枠のところ、第1段階である解体工事準備期間に実施する事項について記載をいたします。第2段階以降につきましては、第1段階に実施する汚染状況調査の結果などを踏まえまして、改めて廃止措置計画に反映し、変更の認可を受ける予定でございます。なお、全体工程の図は前回のご説明から文言を若干修正しておりますが、内容に変更はございません。

スライド2を御覧ください。廃止措置計画の基本方針となります。関係する法令などの遵守や可能

な限りの被曝低減に努めることなどを基本方針といたしまして、安全確保を最優先に廃止措置を進めてまいります。これに加えまして、これまでのご説明におきまして使用済み燃料と放射性固体廃棄物の扱いについて皆様から多くのご質問、ご意見を頂きましたことを踏まえまして、これらの扱いについて基本方針に明確に位置づけることといたしました。使用済み燃料については、4つ目のぽつを御覧ください。廃止措置終了までに再処理施設へ全量搬出し、再処理事業者に譲り渡すという内容でございます。放射性廃棄物につきましては、その下のぽつでございますが、廃止措置が終了するまでに原子炉等規制法に基づき廃棄の事業の許可を受けた者の廃棄施設に廃棄するとの内容でございます。いずれも相手先や時期などについて、現状具体的に申し上げることはできませんが、今後見通しに進捗がありましたら、廃止措置計画に反映し、皆様にご説明をさせていただきます。

スライド3を御覧ください。次に、廃止措置における安全確保対策についてでございます。安全確保対策としては、御覧のとおり、左上の紫のところ、放射性物質の漏えい及び拡散防止対策、その右側、放射線業務従事者の被曝低減対策、左下の緑のところでございますが、事故の防止対策、そしてその右側、労働災害の防止対策、この4つの観点からの施策を講じてまいります。これらの施策をしっかりと図っていくことによりまして、安全確保を最優先に作業を実施してまいります。

スライド4を御覧ください。解体対象の施設についてでございます。廃止措置計画における解体対象施設は、主に原子炉建屋やタービン建屋、廃棄物処理建屋などの管理区域内の設備となります。これらの解体撤去は、第1段階で実施する汚染状況調査の結果なども踏まえ、先ほどご説明しました安全確保対策を反映した作業計画を策定した上で、第2段階以降に進めてまいります。また、管理区域外、特に屋外において供用を終了した設備につきましては、第1段階から順次解体を進めてまいります。これについては、後ほど改めてご説明をさせていただきます。

スライド5を御覧ください。廃止措置期間中の維持管理対象設備についてご説明いたします。廃止措置期間中におきましても被曝低減を図るとともに、使用済み燃料プールの冷却、放射線管理、放射性廃棄物の処理などのために必要な設備を必要な期間、機能を維持してまいります。下の表にどのような設備のどのような機能をどのくらいの間維持するかということで一覧にまとめておりまして、併せて御覧ください。これらの維持管理に関しましては、保安規定に定めて実施してまいります。なお、廃止措置の進捗に伴い、対象設備に変更があった場合には、廃止措置計画に反映し、国の認可を得た上で実施してまいります。

スライド6を御覧ください。ここでは、維持管理対象設備の中でも安全性の観点から特に重要なとあります使用済み燃料の安全機能についてご説明いたします。御覧の図は、使用済み燃料プールに関する冷却設備や電源共有設備など、現在の構成をお示ししたものでございます。これらについては、全ての使用済み燃料をプールから搬出するまでの間、適切に維持してまいります。

スライド7を御覧ください。使用済み燃料プールの安全対策としては、全ての交流電源を喪失するなどの万が一の場合に備えまして、電源供給機能や代替注水機能を整備しております。これらにより、

廃止措置計画中も使用済み燃料プールの健全性を維持してまいります。

スライド8を御覧ください。国の審査基準では、廃止措置計画におきまして、使用済み燃料プールに使用済み燃料を貯蔵している間にプール水が大量に漏えいした場合の燃料の健全性や未臨界性を評価することが求められております。このため、廃止措置計画では、その中で最も厳しい状態、すなわち現実には考えにくいことではございますが、プール水が瞬時に全てなくなつたことを仮定しまして、その影響を評価することとしております。この評価において、万が一の際にも使用済み燃料の燃料被覆管の健全性や、未臨界性が損なわれないことを確認してまいります。

スライド9を御覧ください。第1段階における作業の見通しについてでございます。前回の全員協議会にて、より具体的に説明をとご要請を頂いております。図の左側が第1段階における実施事項となります。汚染状況調査や除染作業、屋外設備の解体撤去、核燃料物質の取り出し、放射性廃棄物の処理・処分、設備の維持管理と、大きく6つの事項となります。第1段階は10年の期間を見込んでおりますが、これは第1段階で管理を予定しております汚染状況調査の期間を踏まえたものでございます。汚染状況調査は、先行電力の実績などを踏まえますと、1基当たり少なくとも二、三年を要する見通しでございます。4基で10年と設定をしているところでございます。第1段階のそれぞれの作業は、福島第一の廃炉と並行して実施するため、人的リソースへの配慮が必要なことから、作業のピークを極力抑制しながら進めてまいる予定でございます。このため、当面必要な作業員の規模でございますが、使用済み燃料の乾式貯蔵施設の建設なので、ある程度のピークが立つものの、維持管理設備の減少に伴う作業量の減少などもございますので、現在の入構者数と同レベルの約600名程度で推移するものと考えております。その中で、地元企業の方の参加機会については、これまで以上に設けてまいりたいと考えております。

スライド10を御覧ください。第1段階における周辺公衆及び放射線業務従事者の被曝評価についてでございます。まず、周辺公衆については、原子炉が停止してから既に長期間が経過していること、第1段階は管理区域内の解体作業を行わないことなどから、被曝線量は約4.3μSv/年と評価をしており、告示や指針で定められております線量限度や目標値を十分に下回るものと考えております。また、実際の運用では、これを十分に下回るように努めてまいります。なお、設置許可申請書における運転中の周辺公衆被曝線量評価は、23μSv/年となっております。これに比べても十分に低いことはご理解いただけると思います。その下、放射線業務従事者につきましては、第1段階の10年間の被曝量は約0.7人シーベルト、すなわち1年平均では0.07人シーベルトと評価しております。被曝線量の過去の実績を下にグラフでお示ししておりますが、運転中に比べて十分低くなつておらず、至近の実績と同等のレベルになるものと評価しております。

次のスライド以降では、1月の全員協議会でのご質問の回答についてご説明いたします。1つ飛びまして、スライド12を御覧いただけますでしょうか。まず初めに、廃止措置着手以降、供用を終了し、解体撤去対象となる設備、構築物について、より詳しくご説明をとご要請を頂いております。こちら

につきましては、前回、送電に必要な変圧器、運転中に格納容器内に封入する窒素を供給する装置についてはご説明をさせていただきましたが、それに加えまして、上の写真にあります海水の取水関連の設備、これは運転当時は大量の蒸気を水に戻すために大規模な設備が必要でございましたが、現在は小規模な設備に切り替えるために不要となるものでございます。また、発電機の固定子などを冷却する水素ボンベ室も不要となります。さらには、取水関連設備からごみとして発生します海生物や構内の枯れ葉などを使って堆肥を製造していた設備、これも震災以降は使用しておりませんので、不要となります。右側の下のコンポスト設備というところでございます。これらの設備の解体撤去を第1段階以降、順次進めてまいる予定でございます。

スライド13を御覧ください。次に、放射性固体廃棄物の保管状況についてでございます。前回ご説明しましたとおり、これまで発生した放射性固体廃棄物は、サイトバンカや固体廃棄物貯蔵庫にて安全に保管をしております。左側の黄色のところ、サイトバンカの写真でございますが、建屋内にプールがございまして、使用済みの制御棒などのL1と呼ばれる廃棄物、これを保管しております。なお、一部のL1の廃棄物は使用済み燃料プールでも保管をしております。固体廃棄物貯蔵庫、右側でございますが、これはL2、L3廃棄物をドラム缶や角形容器に収納をしております。廃止措置に伴って発生いたします放射性固体廃棄物につきましては、処分するまでの間、これらの設備を継続して使用しながら安全に保管をしてまいる予定でございますが、他の方策も今後検討しまして、その安全性について国の安全審査、認可を得た上で実施してまいります。

スライド14は、構内におけるサイトバンカ建屋、それから固体廃棄物貯蔵建屋の位置をお示ししております。

スライド15を御覧いただけますでしょうか。ここでは、前回お示ししました解体物の種類及び取扱いについてお示ししております。一番下の表を御覧ください。前回ご質問いただきましたように、規制基準につきましては、L2、L3については策定済みでございまして、L1については策定中の状況でございます。前回ご説明の中で、処分事業者については、L2、L3は存在すると申し上げました。これは、L2については日本原燃が運転中の廃棄物について処分を行っております。L3は、JAEA、日本原子力研究開発機構が日本初の研究炉の解体廃棄物について処分を行った実績がございます。ただ、現在の各電力の廃止措置に伴って発生する解体廃棄物、これを受入れ可能な処分場、処分事業者は、L1、L2、L3のいずれも存在しないのが現状でございます。正確にご説明できませんでしたことをこの場を借りておわびいたします。いずれにいたしましても、処分先の確保は電力共通の課題でございますので、弊社としましては、国やほかの電力と協力しながら、早期の整備に向けて努力をしてまいります。

スライド16を御覧ください。最後になりますが、弊社といたしましては、本日ご説明しました福島第二の廃止措置計画につきまして、準備が整い次第、原子力規制委員会への申請、審査の手続を進めてまいりたいと考えております。また、申請に併せて、福島県、富岡町、楢葉町に対しまして、

廃炉協定に基づき、廃止措置の実施に対する事前了解願いを提出させていただく予定でございます。

手続の流れにつきましては、前回ご説明させていただきました資料を別紙としてご用意させていただいております。こちらのA4の1枚物を御覧いただきたいと思います。左側が国との廃止措置計画の申請から認可の流れ、右側が廃炉協定に基づき事前了解を頂くまでの流れとなります。真ん中に記載のとおり、国による審査の過程におきまして計画の変更、修正が生じた場合には、本委員会の場などにおきましてしっかりとご説明をさせていただきます。今後も節目、節目で丁寧に計画や実績などをご説明し、ご理解を賜りながら進めていきたいと考えておりますので、引き続きご指導、ご鞭撻のほどお願い申し上げます。

ご説明は以上となります。

○委員長（宇佐神幸一君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。委員の方より質疑を求めます。ございますか。

4番委員。

○4番（早川恒久君） 9ページの第1段階における作業の見通しについてということで、前回質問させていただいて、ある程度の見通しについては示していただけたということで、評価はさせていただきたいと思います。その中で、人的リソースの配慮が必要ということで、作業ピークを抑制しながら進めると記載されていますけれども、やはり東京電力としても1Fの廃炉がある上で2Fを廃炉ということを決断されたわけですので、そういった第一の廃炉はもちろん重要だとは考えておりますけれども、それを理由として遅れるということはやはり許せないことありますので、その辺はしっかりと、あと作業員の確保等をしっかりとしていただきたいと思っております。その中で、この1段階の10年間というのは、私もやはり個人的にはちょっと長いと感じております。この辺を少しでも前倒しすることは、我々町民にとっても早く進める上では必要だと思いますので、そういうことももちろん考えていらっしゃると思いますので、その辺をもうちょっと詳しくお聞かせいただきたいのと、あと地元の参画機会をこれまで以上に設けたいと考えていると記載されておりますけれども、これ最初、当初の廃炉の計画の中にも記載されておりましたけれども、これ具体的に何か策を練ってこういうことを記載しているのかどうか、詳しく教えていただきたいと思います。

以上、2点お願いします。

○委員長（宇佐神幸一君） 吉田準備室長。

○原子力・立地本部副本部長兼廃止措置準備室長（吉田貴彦君） ご質問、ご意見ありがとうございます。

まず、1点目の人的リソースの関係で、福島第一の廃炉を進める中で2Fの廃炉を進めると、それに当たってその2Fの廃炉が遅れることのないようにということでございます。まず、やはり私ども事故を起こしました福島第一の廃炉、これをまず最優先に、責任を持って進めていかなければならぬところでございます。福島第二につきましては、そういう中で人的リソース、これは作業員の確保、

それから要員の配置、これをしっかりと検討しながら進めてまいりところでございますが、これ全体の工程44年ということでご説明させていただいておりますけれども、その工程をしっかりと守れるように、これは福島第二についても要員確保、適正配置を図りながら進めてまいりたいと考えております。その中で、第1段階10年間長いということ、少しでも前倒しできないかというところでございます。福島第二の廃止措置につきましては、これ4基の作業を実施していくということになります。1基の作業を経験するたびに、これは経験値が当然上がります。そういう習熟効果というのも期待できるところでございます。全体の工程44年の中でも、これは全体としての工程短縮には努めていきたいと考えております。また、この10年の中でも、どういう形でこれは円滑に進められるかということは今後検討してまいりたいと考えております。

3点目の地元企業の方の参画機会の確保のところでございます。これは今後具体的に検討してまいりたいと考えておりますが、例えば作業の今後どういった作業が発生するのかといったところにつきまして、これ前広に地元の企業の方に私どもとしてご説明をさせていただいて、地元企業の方がそれに対しての準備などをできるような形で、これは小まめな情報発信に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（宇佐神幸一君） 4番委員。

○4番（早川恒久君） ありがとうございます。

まず、1点目につきましては、計画を進める上に当たって、いろいろなここに記載されていることで、4基あるということで、時間がかかるということは理解しております。ただ、やはり我々町民目線から見てどうしても、廃炉に着手したと聞いておりますので、目に見えなければやはり町民は何をしているのだと、廃炉が全然進んでいないかと見られがちでありますので、その辺はしっかりとその都度情報を発信していただきて、今どこまでどういう状況でやっているということをしっかりと町民に発信していただきたいと思います。

それと、地元企業の参画についてですが、いろいろな業種あると思うのですが、建設関係についてはいろいろ、除染とか解体とかあると思いますけれども、一番私が気にしているのが、例えば物販とか、サービス業とか、地元の商店に関連するような、そういうしたものなのですからけれども、ちょっと周りの話を聞くと、やはり2Fの廃炉で何かできないかとか、今まで事業を休止してはいましたけれども、今後2Fの廃炉によって何かできないかという方が結構いらっしゃるのです。ですから、そういう意味でも、やはり地元の中小企業の商工関係のそういう事業者に対してしっかりと、こういうものが例えば買いたいのだけれども、どうですかとか、具体的なそういうものをもう少し示していただかないと、何を売ればいいのか、何を提供すればいいのかということもやはり分からぬ面もありますので、その辺は地元の商工会等を通して、しっかりと密に連携して今後やっていただきたいと思うのですけれども、その辺までやるおつもりがあるのかお聞かせください。

○委員長（宇佐神幸一君）　吉田準備室長。

○原子力・立地本部副本部長兼廃止措置準備室長（吉田貴彦君）　ご意見ありがとうございます。

まず、1点目の私たちの福島第二の廃止措置の取組状況につきましては、これはやはり地域の皆様に今どういう状況にあるのかということをご理解いただくのは、これは非常に大事なことだと考えておりますので、私たちの取組については、これはしっかりと情報発信をさせていただきたいと考えております。

また、2点目の物販関係のお話につきましては、これ当然廃止措置の作業だけでなく、それに伴う資機材の調達などのところもございますので、これにつきましても地元の企業の方に関わっていただけるような形の取組を検討していきたいと考えております。具体的にどういったものがあるのかというところにつきましても、これも当然商工会の方などとも、私どもはどういうふうなことを進めようとしているのかというところにつきましては、よくよくご説明をさせていただきたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

○委員長（宇佐神幸一君）　4番委員。

○4番（早川恒久君）　ありがとうございます。やはり地元優先ということを掲げているわけですので、どうしても金額で勝負すると、大手には勝てっこないです。ですから、そういった意味で、あなたは金額が高いから駄目ですということではなく、やはり地元を第一に考えていただくのであれば、多少高くてもぜひ地元を利用していただくような考え方をお願いしたいと思うのですけれども、いかがですか。

○委員長（宇佐神幸一君）　吉田準備室長。

○原子力・立地本部副本部長兼廃止措置準備室長（吉田貴彦君）　私ども、工事の発注をさせていただく、あるいは物の調達をさせていただく際には、やはり取引の公平性ですとか透明性というところは大事でございます。ただ、やはり地元の企業の方により多く関わっていただく機会を設けたいというところは、これはまず大きな考え方でございますので、実際に発注、あるいはその後に当たって、地元の企業の方かどうかというところも考慮しながら進めさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（宇佐神幸一君）　ほかにございますか。

5番委員。

○5番（遠藤一善君）　廃止措置における安全対策ということで、すみません、3ページのところですけれども、ある意味、解体に伴う大きな対策というのは、これは当然廃止措置における対策ですから出てくるのですが、先ほどうちの町の報告のときにも2Fのところも一緒にいたので、分かっていると思うのですけれども、何か当たり前の法律がありますよね。先ほどは消防法だったりするわけですけれども、解体にばかり目がとらわれていって、通常これだけ部分的に解体していくということは、運転している、作業している部分はたくさんあるわけなので、非常用の電源とか、そういうところも

含めてそういうものも使っていくわけなので、そういうところもきちっと、廃止措置とはまた別なのでしょうけれども、そういうところをきちっと忘れないでやっていただきたいと。何かそういうところがちょっと忘れているような感じがしたので、その辺も含めてちょっとお聞きしたいということ。

それから、もう一点、ちょっと説明の中で気になったのですけれども、8ページの使用済み燃料プールの水喪失時の評価の説明のときに、原子炉建屋の全量喪失の条件を想定のときに、現実には考えにくいのですけれどもという前置きをして話をしたのですが、その考えをいまだにお持ちならば、もう根本的に考えを変えていただきたい。起こりにくいと考えてしまったら、その段階でそこでブレーキがかかってしまいます。起こるという前提の下にその対策を取っていただきたい。それがこれから安全にまた何十年もかけて廃炉を進めていくことだと思うのですけれども、そのちょっと気持ちの問題に関して一度お答えください。

○委員長（宇佐神幸一君）　吉田副所長。

○福島第二原子力発電所副所長（吉田　薰君）　福島第二、吉田でございます。ご質問ありがとうございます。

まず、1点目でございますけれども、私どもこれから廃炉の方向に本格的にかじを切ってまいりますけれども、引き続き設備の安全に万全を期していくということ、このことは基本中の基本でございますし、変わらないものと思ってございます。その中の中核となりますのが、やはり何よりも使用済み燃料の安定冷却の維持だと思ってございますので、これはたゆまぬ取組をしてまいる所存でございます。

それから、2点目のご質問でございますけれども、私ども毎月1回、緊急時を想定した総合防災訓練というのをやっております。この内容でございますけれども、福島第一と同様に、例えば使用済み燃料プールの安定冷却に支障を来すというようなことを前提とした訓練を、かなり厳しいシナリオを前提として訓練を施してございますので、万一こうしたことが起こり得るというふうな、こういう備えも念頭に置きまして引き続き続けてまいりたいと、対処してまいりたいと思ってございます。

以上でございます。

○委員長（宇佐神幸一君）　吉田準備室長。

○原子力・立地本部副本部長兼廃止措置準備室長（吉田貴彦君）　すみません。2点目、私のご説明の中で、現実には考えづらい事象ですがということでちょっとお話ししましたこと、大変失礼いたしました。これは当然、皆様やはり事故、トラブルに対してのご心配、一番気にされているところだと思います。これは重々、よくよくそれについてきちんと認識しながら今後も進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○委員長（宇佐神幸一君）　5番委員。

○5番（遠藤一善君）　すみません、今の最後のところなのですけれども、やはり長年にわたって、

今度は施設がだんだん、だんだんなくなっていくわけですので、本当にここで何か起きたらということはもうあり得ないことなので、想定できることはきっとそれがあるものだと思って、本当に心しているいろいろな計画を進めていくて、我々に安心を与えていただければいいことなのですけれども、やはりそちら側にちょっとでもそういう気持ちがあると、それが想定外になってしまふので、できれば想定外はもう起きないで廃炉をきっと進めていただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

○委員長（宇佐神幸一君）　吉田準備室長。

○原子力・立地本部副本部長兼廃止措置準備室長（吉田貴彦君）　ありがとうございます。今の言葉しっかりと受け止めて今後の廃止措置を進めてまいりたいと思います。

○委員長（宇佐神幸一君）　ほかにござりますか。

6番委員。

○6番（安藤正純君）　L1、L2、L3、この辺についてちょっと話しさせてください。

使用済み核燃料のL1は、ページでいうと2ページなのだけれども、廃止措置終了までに再処理施設へ全量搬出って、例えば今現在考えられるのは、再処理施設の青森の六ヶ所村なんかは、あくまでも再処理のための施設であって、最終処分場でないから、もしかしたら戻されるという可能性もありますよね。処理が終わったから持ち帰ってくださいとか。ここには再処理事業者に譲り渡すとなつてはいるから、その再処理事業者が引き受けたらば、どこかで保管することになるけれども、先ほどの説明ではまだ最終処分場決まっていないから、どこどこへというの明記できないから、ただこの1Fに戻つてくる可能性があるかどうか。

あと、13ページの放射性固体廃棄物の保管というところなのだけれども、問題はL2なのです。L2は300年から400年地中でということになっていますけれども、15ページの図で、L3は50年ということだから、大体L3は廃炉期間内、44年とかあれば大体L3はある程度薄くなつてしまうのかなとは思うのですけれども、L2はもっともっと長くなつてしまふので、この図を見ると、固体廃棄物貯蔵庫の中で何百年も置かれたのでは、最終処分場が決まるまで、だから廃炉が完了する40年から50年の少し前には、もう最終処分場が決まらなければ、そろそろ地中に仮置きするような準備をしなければならないのではないかと思うのだけれども、いつまでもこの倉庫に置くのかどうか、その辺教えてください。

○委員長（宇佐神幸一君）　吉田準備室長。

○原子力・立地本部副本部長兼廃止措置準備室長（吉田貴彦君）　まず、1点目のご質問の使用済み燃料のお話でございますが、これまで使用済み燃料について、国の方針として全量再処理ということが方針として掲げられております。私どもはそれを踏まえて今後進めていくわけでございますけれども、これは再処理事業者に譲り渡した後は、使用済み燃料については再処理をされまして、これはMOX燃料という形で、核燃料サイクルという形で回していくような形になります。その中で出てきました高レベルの放射性廃棄物については、これは処分の話が、NUMOですね、こちらで最終的な処

分を進めていくというような形になります。

L2、L3の廃棄物のところでございますけれども、これは廃止措置の終了するまでに、これは炉規制法の許可を受けた廃棄事業者の処分施設、廃棄施設に廃棄をすると、こういう形になります。廃止措置を終了した段階というのは、それらを終えた後という形になりますので、そういう意味では、これはその処分先、それまでには私どもとしては処分事業者、それから処分場の確保というのを進めていかなければいけないということでご理解いただければと考えております。

○委員長（宇佐神幸一君） 6番委員。

○6番（安藤正純君） 核燃サイクルでMOX燃料にして、その核燃サイクルが今壊れている状態というか、うまく回っていない状態だから、そういう計画はあっても、それは計画だけであって、だってプルサーマル計画というか、MOX燃料を焼いている原子炉って今多分ないと思うのだ。そういう中で、また戻されるという心配はないかということの質問であります。

あとは、その最終処分場がこのまま、今までの原子力政策も最終処分場が決まらないまま来たわけだから、今後もこのままいった場合にはどこかで長期保管する方法も考えなければならないのではないかという質問であって、だから44年を要しているけれども、間もなくもう40年が過ぎて、間もなく完了するというときに至っても、その持っていく先が決まらなかつたら、いつまでも倉庫に置くわけにいかないでしょうという質問です。だから、そのときはある程度の準備にかかるべきではないかと。確かに業者にどこかに持つていいけというのは簡単だけれども、実際それ不可能であれば、原因者である東京電力も何らかの方法は考えるべきでしょうというのが質問です。

○委員長（宇佐神幸一君） 吉田準備室長。

○原子力・立地本部副本部長兼廃止措置準備室長（吉田貴彦君） ご意見ありがとうございます。

まず、再処理のお話につきましては、現状六ヶ所村の日本原燃の最終施設、稼働していない状況ではございますけれども、これは原子燃料サイクルの推進というのは、これ国の基本方針であると考えております。これは、私どもだけでなく、ほかの電力とも協力しまして、このサイクル事業が円滑に遂行できるように、これは努力してまいりたいと考えております。

また、処分施設のところ、ご心配おかげしておりますけれども、こちらにつきましては、私どもはやはりこの全体の44年の工程で終えられるように、しっかりとこれは準備、これ私どもだけでなく、ほかの電力とも協力してこれは進めなければいけないのですけれども、処分事業者、処分場の確保に向けてしっかりと取組を進めさせていただきたいと思います。

○委員長（宇佐神幸一君） ほかにございますか。

福島第二の吉田副所長。

○福島第二原子力発電所副所長（吉田 薫君） 補足になりますけれども、今先生からプルサーマルの実績についてご質問ございました。確かに日本原燃の再処理工場まだ稼働しておりませんけれども、海外で再処理をした結果、四国電力の伊方3号、あるいは関西電力の高浜3、4号などでプルサーマ

ルを実際に行った実績はございます。再稼働を果たしたプラントでございますけれども、一応補足をさせていただきます。

以上です。

○委員長（宇佐神幸一君） 6番委員。

○6番（安藤正純君） 私の質問は、結局その実績があるとか、MOX燃料を使う核燃サイクルが動いているよということの補足なのだけれども、であればここから出ていったものは、そちらに使う予定だから、戻ってくることはないですねという質問です。ないですね。

○委員長（宇佐神幸一君） もう一度答えてください。

吉田副所長。

○福島第二原子力発電所副所長（吉田 薫君） 国の政策の下でしっかり遂行されるものと思ってございます。

以上です。

○委員長（宇佐神幸一君） ほかにございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（宇佐神幸一君） ただいま委員よりなしという発言が出ましたので、これで付議事件2の（2）を終わります。

続いて、付議事件2の（3）、その他に移ります。委員の方から（1）、（2）以外に東京電力にお伺いしたいことがあります承りますが、ございますか。

6番委員。

○6番（安藤正純君） 前回のこの原特において、初めて商工業者に対する賠償の基本的な判断基準、これ3点言ってもらいました。休業している方は駄目、2年分に至っていない人は駄目、元の数字に戻った人は駄目ということで3点答弁いただいたのですけれども、やはり私もこの2年に至っていないとか、元の数字に戻ったら駄目ですよというのは、これは理解できるのですけれども、休業を余儀なくされた方が、やはり再開していないと駄目だよと言われると、これ大変なことで、例えば農業なんかは帰還困難区域に田んぼあつたら休業せざるを得ないし、これ総論は分かるのだけれども、各論的なものでやはり具体的に細かく説明してもらわないと、これなかなか納得いかない話なのです。

あと、これはあくまでもこれから東京電力の宿題というか、課題にしてもらいたいのだけれども、先ほど4番委員から質問があった、やはり富岡町ににぎわいを取り戻す、そういうことから考えれば、お店をもう一度富岡に開いて商売やろうかなと、東京電力で何かこの廃炉に伴って品物買ってくれるかもしれない、売上げがあるかもしれない、この背中を押す作業、これもやはり積極的に参加してもらいたいのです。今まで休んでいたけれども、2Fの廃炉に伴って何か商売になりそうだなという雰囲気があれば、いわき、郡山、県外に避難している商工業者も戻りたいというふうな考えを持ってくれるかもしれない、その辺の情報交換をやりながら、東京電力にも協力してもらいたいと思

うのだけれども、その2点を答弁してください。

○委員長（宇佐神幸一君） いわき補償相談センター所長、伊藤さん。

○福島復興本社福島本部いわき補償相談センター所長（伊藤義寿君） ご質問ありがとうございます。

まずは、すみません、営業損害のまず請求の件数と実績から答弁させていただきたいと思います。令和元年12月現在になります。請求の件数は944件となります。令和元年10月と比較しますと、令和元年の10月は935件ということで、2か月間で請求はプラス9件になっているというような実態です。そのうち合意に至った件数につきましては、令和元年12月は20件ということで、令和元年10月は18件ということで、プラス2件合意の件数が増えているといったような実績でありますので、よろしくお願いします。

続きまして、委員から質問のありました休業しているときの基準といったところなのですが、損害の発生状況が事業者様ごとにかなり異なっているので、やっぱり一律に基準というのを示せないというのが現在の実態です。また、ご本人の都合とかによりまして休業を継続する場合については、営業損害の追加賠償は非常に難しいと現段階では判断しております。休業していくなぜ難しいかといった理由ですが、営業損害の賠償につきましては、中間指針等に基づきまして、公共用地の損失補償基準、これを参考にさせていただいております。公共用地の損失補償基準につきましては、商工業者様につきましては一応2年ということで、これを参考にさせていただいておるのですが、当然公共用地の所得につきましては、事前に計画的に準備とかができるといったようなところがござります。当社の事故については、当然計画できなくて、突然の事故によって多くの財産をなくしたといったようなところで、当然公共用地等の所得とは比較できるものではないのですが、これを参考にして賠償をさせていただいているといったところです。具体的に申しますと、営業損害につきましては平成23年の3月から平成27年の2月、この4年間をまず賠償させていただいたと。それ以降、平成27年3月以降として、期間の定めがない将来にわたる賠償ということで、年間逸失利益の2倍、2倍というと、2年ということで捉えますと、4年プラス2倍、2年ということで6年分の相当の支払いを実施させていただいているという実態です。このように、公共用地のところで比較するわけではないのですが、公共用地と比較すると、この段階で2年と6年相当ということで、3倍相当のお支払いをしているといったようなところがござります。しかしながら、個々の事業主様の理由とかが様々なご事情があると、休業についても様々なご事情があると判断しておりますので、具体的なご事情についてはしっかりとお伺いしまして、引き続き丁寧に対応させていただきたいと思っております。

また、20件の合意の件数の考え方とか、具体的な業種につきましては、成田から説明させていただければと思っております。

以上です。

○委員長（宇佐神幸一君） いわき補償相談センターの成田さん。

○福島復興本社福島本部いわき補償相談センター部長（成田 正君） いわき補償相談センターの成田でございます。ご質問ありがとうございます。ただいま伊藤からございました追加賠償の詳細につきまして、現断面ですけれども、お支払いすることになった20件の中の一例というところでちょっとご紹介をさせていただければと思います。

本件事故によりまして、休止、休業、そういったものを余儀なくされたご請求者様の方で、ご本人様の非常な努力をしていただいた中でも移転とか、転業とか、そういったことができないというようなご事情がある中で、具体的には病院関係とかで公的規制があって移転が難しいというような業種、それから生活に密着して公共性の高い家庭用のLPGガス販売、プロパンガスを販売されているような業種の方、そういった方々に賠償しているという実績がございます。必ずしも、病院だからいいとか、プロパンガス屋だからいいというわけではなくて、個々のご事情を確認しながら、またこの業種でなければ駄目だというものでもなくて、個別にご事情を確認しながら今現在内容を進めている次第であります。

以上でございます。

○委員長（宇佐神幸一君） 大倉代表。

○常務執行役福島復興本社代表兼福島本部長兼原子力・立地本部副本部長（大倉 誠君） 2つ目のご質問についてお答えをいたします。

ご質問の中にもあった4番の委員のご質問の補足としてもお聞きいただけたらばと思います。まず、にぎわいを取り戻す手伝いをというお言葉については、本当にありがとうございます。そういう言葉を私から使うことはありませんけれども、ご迷惑をかけた地域がもう一度再生復興しよう、特にそういう地域でご商売を始められたとか、そういうことについて私どもなりに一生懸命勉強をして、応援をするように心がけております。例えば、どこの町とは特定はいたしませんけれども、宿泊施設を開かれたとか、あるいはご商売を始めたとかというときに、お始めになった方がもともと地元の方でいらっしゃったかどうかとか、あるいは大きな資本を持ってお仕事されていた場合には、その資本がどういったものであるかとかを私どもなりに勉強させていただいた上で、何から今までできるわけではないときに、地元の方が力を入れたことについて何とかお手伝いできればという、そういうことは今まで私どもなりにしてまいったつもりであります。そうした中で、本日は福島第二、あるいは福島第一の廃炉に従って地元の方々とますます一緒にできればという趣旨の話を中心に申し上げましたので、購買についてこれまで以上にというのは、今も私ども検討しております。さっき吉田の答えでこれから検討というニュアンスが少し強かったように思ったので、申し上げますけれども、今現在もそう時間をかけずに、これからこうしていきたいというご提案ができるかどうかという、そういう検討をしております。これは、福島第一も第二も同じようにということあります。その際には、さっきの文脈でもありました商工会様に特にご相談に乗っていただければ、どういう会員企業の方々が、

会員のお店の方々がどういうお仕事を再開しておられるか、あるいは遠くでやっておられるとなつたら、それも私どもお話を伺えればと思いますけれども、できるだけ多くのものを、それから高くても何でも買えますとは申し上げられませんけれども、ある程度の価格差であれば私ども考えたいとも思いますし、何かしやくし定規ではなくて、これもなるべく一緒に進む方向ができないかという、そういう模索をしたいと思っております。もうしばらく時間を頂きたいと思いますが、ただ最後に、検討はしていますけれども、今現在でも何かのお店をやっておられる方とか、ご商売の方で、私どもがお手伝いできそうなことがあればお話を、どんな形でも結構ですので、教えていただければ、私どもからお目にかかるなり、お話を聞くなりして、できることは今現在もしたいと思っていますので、今の検討の結果を待たずしても何かお役に立てることがあれば、ぜひおっしゃっていただきたいと思います。

以上でございます。

○委員長（宇佐神幸一君） 6番委員。

○6番（安藤正純君） ありがとうございます。代表、できれば町の例えは担当課、産業振興課だったり、あと商工会だったり、あと東京電力だったり、そういう協議会のようなものを設けてもらつて、それでこういう業種がありますよと。特定のお店の名前ではなくて。食べ物だったり、宿泊だったり、資材だったり、そういうことで協力できることは協力できますと今お話をもらったので、それを前に進める作業、これはよろしくお願ひします。

あと、賠償の件だけれども、決して944分の20が努力しているなとは私は全然思っていません。それで、先ほどから、いつも公共用地という言葉が出てくるのだけれども、その公共用地とこの原子力が同じかというと、これ全然私は別物だと思っているので、それに不満のある人は裁判をやればいいと思っているか分からぬけれども、そういうものではないので、こういう場があるわけだから。移転とか、転業とか、そういうものが難しい人も中にはいるわけだ。例えば農業とか、林業とか、漁業とか、といった人たちも、もうこれから保全が終わって営農再開が始まるわけなので、個別の案件、これはまず聞いてください。今休業にこだわったけれども、例えば休業しないで商売を始めている方でも十分にこの944の中に入っていて、その20で賠償受けられていない人たちもいるわけだ。そういう人たちにも説明責任があると思うの。こういうわけでその20の中に入つてこないのだよと。そういう説明の場を設けてもらいたい。その2つをお願いします。

○委員長（宇佐神幸一君） 伊藤所長。

○福島復興本社福島本部いわき補償相談センター所長（伊藤義寿君） ありがとうございました。委員のご指摘のとおりに、確かに公共用地とは答弁させていただいたのですけれども、当然公共用地と当社の事故との賠償の基準というか、大きさというのは全く違つてゐると思っております。

また、おっしゃるとおりに、移転とか転業とかできないご事情というのが多々、ご事業者様ごとにいろいろな事情があると思いますので、こちらについては丁寧にお話を聞いた上で説明させていただ

きたいと思いますし、何かそのような説明会の場所がもしできるようでしたら、関係箇所と調整した上で説明とかをさせていただきたいと思っております。

以上です。

○委員長（宇佐神幸一君） ほかに。

11番委員、どうぞ。

○11番（渡辺三男君） ちっちゃな話になってしまいますが、先ほども地元企業の商工業者の参入、参画を積極的に進めるという話ありましたが、4番、6番も言っていましたが、地元の商業とか工業とか参画ができるだけ入れるようにするという言葉ありましたが、電力側で考えているのがあまり大きいのだと思うのです。私考えているのはちっちゃなことなのです。先ほど吉田準備室長ですか、からもありましたが、透明性という言葉出ましたね。透明性ということになると、どうしても見積り微取とか入札とかになりますから、地元は全く勝てないです。そうなると。だから、その辺をどう考えててくれるかが一番の問題なのですけれども、1つ、今までの時点で、今までの段階で、富岡町6年で解除して、さくらモールがオープンしています。また、町の中でも金物屋1軒オープンしています。そこから品物を購入した経緯ありますか。それが一番大事なのだと思うのです。言葉ではなくて。だから、そういう状況で多分あまり購入した経緯は私はないのかなと思うのです。そういうことを一つ一つをきっちりやっていっていただかないと、地元の商業者は全く立ち上がるような状況にはないのです。そういうものを立ち上げるようシステムづくりをぜひお願いしたいのです。まず、購入した経緯あるかどうかお聞かせください。

○委員長（宇佐神幸一君） 大倉代表。

○常務執行役福島復興本社代表兼福島本部長兼原子力・立地本部副本部長（大倉 誠君） 購入した経緯はございます。金物屋も。ただ、東電が買ったとはございませんかもしれません。私どもの復興推進活動とか、とても早く店を開けていただいたので、私どももとても助かりまして、最初の頃お世話になったことがあります。さくらモールも、いろんなお店がありますけれども、ございます。私自身もよく買物をさせていただいております。ただ、一番大事な趣旨は、システムとか透明性とか大きなものだけに目をやらずに、一つ一つのご商売なり、あるいはいろんなお仕事にもちゃんと目を配るようにしなさいという、そういうご意見だと承りましたので、先ほど検討と申し上げたのは、そういうことも含んでのことです。なかなか難しいことだと検討しながら実感もいたしておりますけれども、セットで全部結論が出せないかもしれません。そうしたならば、まずはここ、まずはこことなるかもしれませんけれども、今頂いたご意見に添えるように頑張ってまいりたいと思います。ありがとうございました。

○委員長（宇佐神幸一君） 11番委員。

○11番（渡辺三男君） ありがとうございます。大倉代表、今非常にありがたいことを言っていただいたと思います。そこの中で1つ、やっぱり東京電力が買物しましたよということもアピールの一つ

だと思うのです。実際そうやっていただくことによって、電力はすごい市場だということになれば、地元の商業者だって営業しながら、これならやっていけるのではないかという希望を持つ人は中にはいると思います。そういうことも私は大事だと思いますので、ぜひそういうことを踏まえて検討課題にしていただきたいと思います。

○委員長（宇佐神幸一君） 大倉代表。

○常務執行役福島復興本社代表兼福島本部長兼原子力・立地本部副本部長（大倉 誠君） ありがとうございます。承りました。

○委員長（宇佐神幸一君） ございませんよね。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（宇佐神幸一君） では、なしという、委員から出ましたので、以上で付議事件2、（3）を終わります。

ここで、福島復興本社、大倉代表をはじめ、復興本社の方々に退席をしていただきます。

暫時休議します。

休 議 （午前11時49分）

再 開 （午前11時50分）

○委員長（宇佐神幸一君） 再開いたします。

次に、付議事件3、その他を議題といたします。

町執行部からございますでしょうか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○委員長（宇佐神幸一君） 委員の方からございますでしょうか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（宇佐神幸一君） 委員の方からなしという発言が出ましたので、これをもちまして以上で原子力発電所等に関する特別委員会を終了いたします。

閉 会 （午前11時51分）